

今後目指すべき地方財政の方向と
平成25年度の地方財政への対応についての意見

平成25年1月18日

地 方 財 政 審 議 会

今後目指すべき地方財政の方向と
平成25年度の地方財政への対応についての意見

はじめに	～地域の再生を実現するために～	1
第一	今後目指すべき地方財政の方向	2
1	地域からの経済成長	2
	(1) 地域の特色を生かした地域経済の活性化	
	(2) 地方一般財源の充実強化	
2	住民生活の安心の確保	4
	(1) 地方が担う社会保障の充実	
	(2) 地方財源の確保と地域の実情に応じたサービス提供	
	(3) 社会保障・税番号制度	
3	東日本大震災からの復興	6
	(1) 復興の加速	
	(2) 東日本大震災の教訓を踏まえた対応	
4	地方の自主性を高めるための地方分権の推進	8
	(1) 地方交付税の役割の発揮	
	(2) 地方債に対する関与のあり方	
	(3) 国庫補助負担金の見直し	
	(4) 地方自治体の財政の健全化	
	(5) 地方公営企業の新経営戦略の推進	
第二	平成25年度の地方財政への対応	11
1	地方一般財源総額等の確保	11
	(1) 「15ヶ月予算」における地方財源の確保	
	(2) 地方交付税の法定率の引上げ	
	(3) 地方公務員の給与のあり方	
2	東日本大震災の復旧・復興財源の確保	13
3	公債費負担対策の推進と地方債資金の確保	14
	(1) 公債費負担対策の推進	
	(2) 地方債資金の確保	
4	地方公営企業等の改革の推進	15
	(1) 地方公営企業会計制度改革の推進	
	(2) 公立病院改革の推進	
	(3) 第三セクター等の抜本的改革の推進	
おわりに	～未完の改革の実現に向けて～	16

**今後目指すべき地方財政の方向と
平成25年度の地方財政への対応についての意見**

平成25年1月18日
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の方向と平成25年度の地方財政への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに ～地域の再生を実現するために～

「地域のことは地域の住民が決める」。地方自治は暮らしを支えるサービスはじめ、文化や産業など地域の個性を生かしたまちづくりの姿を、住民に近い場で意思決定し、住民参加の下で行い、その結果を住民が引き受けることである。そうした地域の営みが、この国の基礎を形づくっている。

戦後一貫して増加してきた総人口は平成17年に減少に転じ、少子高齢化が急速に進行している。成長が続いた経済も、近年基調としては低迷している。平成23年の国内総生産（名目470.0兆円）は、平成5年当時の国内総生産（名目484.2兆円）を下回った。平成7年に阪神・淡路大震災が、平成23年に東日本大震災と原子力発電所事故が発生し、甚大な被害をもたらした。目を海外に向けると、国際経済はリーマンショックから未だ立ち直れないでいる。

内外ともに厳しい社会、経済状況にあって、暮らしの安心を確保し、疲弊した経済を立て直そうと、地域では、独自の工夫による取組みが続けられている。地域が再生することは、日本の再生にほかならない。こうした地域の活動をしっかり支え、地域再生を実現できるような、地方税財政の仕組みが不可欠である。

住民に身近なサービスと、まちづくりを主に担う地方自治体の財源確保が、とりわけ重要になる。サービスやまちづくりに必要な財源を賄えるような、地方税の充実と強化が求められる。それは地方分権改革の太い柱である。

サービスやまちづくりに必要な財源が不足する地方自治体を支えるのが、地方交付税である。地方交付税は、国から恩恵的に交付されるものではない。いわば「地方財政のセーフティネット」であり、全ての地方自治体が国に依存せずに、一定の公共サービスを提供できるようにするのが目的である。

地方税と地方交付税の組み合わせにより、生活の安全・安心の取組みや、活性化へチャレンジすることで、地域は元気になる。予算編成の際の地方財政対策では、こうした地方税と地方交付税の役割を踏まえた地方財政対策を、国に強く求めたい。

第一 今後目指すべき地方財政の方向

1 地域からの経済成長

(1) 地域の特色を生かした地域経済の活性化

我が国の経済は、円高・デフレ不況が長引き、国内総生産（名目）は3年前の水準とほぼ同程度にとどまっている。直近の地域経済動向¹では、すべての地域で景況判断が下方修正されており、地域経済は厳しい状況にある。このことは、地方税や地方交付税の原資となる国税5税の伸び悩みを通じて、巨額の地方財源不足の継続につながる。

こうした状況から脱却するためには、日本経済の再生が必要であるが、地域経済の活性化なくして日本経済の再生は見込みがたい。このため、何よりも地域の元気を創造し、地域からの経済成長に向

¹ 平成24年11月。内閣府

けた取組みを促していく必要がある。その際、地方財政は、地域からの経済成長の前提となる基盤を提供する役割を担う。

具体的には、地域資源を活用した地域経済循環の創出に取り組むことが必要である。地域には、自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源がある。これらの特色ある地域資源を再発見し、地方自治体が核となり、産業界、大学等、地域金融機関（産・学・金）の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創出する。こうした取組みにより、地域からの経済成長が促進される。地方財政は、地域資源を再発見する人材の供給、連携するネットワークの形成、事業化に必要な資金融通の円滑化などといった、地域からの経済成長の基盤を財政面から支える。

このような取組みは、それぞれの地方自治体が、地域の特色を生かした地域経済の活性化のための構想を主体的に検討し、決定することによって可能になる。その際、地域の多様な状況に対応するための柔軟性、地域全体の活性化を計画的に図るための総合性、じっくりと成果を生み出すための継続性の確保が必要である。

国は、地域からの経済成長に向け、特定の施策を強制するのではなく、地方自治体が主体的に判断し、創意工夫を発揮できるようにすべきである。とりわけ、自由度の高い地方財源を確保するとともに、国による義務付け・枠付けの見直しが必要である。

（２）地方一般財源の充実強化

地方に求められる役割がますます増大する一方で、経済成長が低水準にとどまっていることによる地方税及び国税の伸び悩みから、地方財政は、近年、巨額の財源不足が続いている。地方の借入金残高は約 200 兆円と高水準で推移しており、特に近年増加傾向にある臨時財政対策債の抑制が、最大の課題となっている。歳入決算額に占める地方税の割合は、ピーク時の 44%（平成 19 年度決算）から、34%（平成 23 年度決算）まで下がっている。

このような極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域からの経済成長を促進するためには、地方財政がその役割を発揮できるよう、地方一般財源の充実強化が必要である。

2 住民生活の安心の確保

(1) 地方が担う社会保障の充実

住民が安心して生活を送るためには、社会保障による多様なセーフティネット、つまり必要なときに必要な現物サービス（対人社会サービス）を受けられることが重要である。

社会保障のうち、年金を除く医療、介護、子育て、障害者福祉、雇用などの多くは現物サービスであり、住民に身近な地方自治体を通じて国民に提供されている。このことから、地方自治体が果たす役割はますます増大するものとなる。

また、地方自治体は、現物サービスの提供に際し、国の制度を運用するとともに、それでは対応しきれない様々なニーズについて、地方単独事業によりきめ細かく対応している。このように、全国レベルのセーフティネットである国の制度と、地域の実情等に応じたきめ細かなセーフティネットである地方単独事業の、2つのセーフティネットが組み合わさることによって、社会保障制度全体が充実強化したものとなっていく。

住民生活の安心の確保のためには、地方自治体が地域の実情に応じた現物サービスの提供ができるよう、その安定的な財源の確保とともに、国の制度についての義務付け・枠付けの見直しが必要である。

(2) 地方財源の確保と地域の実情に応じたサービス提供

地方の社会保障給付の財源については、地方消費税の充実及び消費税の交付税法定率分の充実に係る法律が成立し、強化されること

となっている。しかし、地方の社会保障給付の費用のすべてを賄うものではない²。引き続き、自然増を含む社会保障給付の費用増に対応するため、税源の偏在が小さく、税収が安定的な地方税制度を構築するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保する必要がある。

地方自治体は、住民に現物サービスを提供する際、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）の分野だけではなく、障害者福祉、生活保護、雇用などを総合的に提供している。このため、例えば、地域包括ケアシステム³の構築は、今後重要になってくる。住民に身近な市町村が中心となり、地域の医療機関、介護サービス事業者等と連携し、地域の実情に応じた適切なサービスを提供することができるようにすべきである。

今後も、少子高齢化が進行することが見込まれることから、国民健康保険、介護保険などの様々なセーフティネットについて、受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度を確立することとされている⁴。その際には、これらの制度の運営責任を有する、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

さらに、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むこととされている⁵。その際には、地方の実情を踏まえつつ、生活困窮者の自立等を促進するよう、地方が生活支援から就労支援まで、一体的に実施できる仕組みを構築することが必要である。

² 平成22年度決算ベースで社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付に要する経費10.3兆円（うち地方単独事業2.6兆円は、社会保障4分野における地方単独事業（4.3兆円）に給付に限定するための0.8及び制度として確立されたものに限定するための0.75を乗じた額）に対し、税率引上げ後の消費税の交付税法定率分及び地方消費税（引上げ分）は6.8兆円である。

³ できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指すための、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援。社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）では、「社会保障改革の方向性」として、「（略）地域包括ケアシステムの構築等を図る。どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を目指す。」とされている。

⁴ 社会保障制度改革推進法第1条

⁵ 社会保障・税一体改革大綱

(3) 社会保障・税番号制度

社会保障と税に関わる番号制度は、社会保障制度や税制を一体的に捉え、社会保障給付の効率性・透明性・公平性を高めるための重要な基盤となるものである。政府は番号法案（仮称）及び関係法案の提出を予定している。番号制度が所期の目的を達成するよう、住民に関する各種の情報を有する地方自治体の意見を踏まえ、意義のある制度の実現に向けて、更に検討を進めていくことが必要である。

3 東日本大震災からの復興

(1) 復興の加速

東日本大震災は、地震、津波と原子力発電所事故の複合により、極めて広範囲な地域に甚大な被害をもたらした。震災発生後2年弱が経過したが、未だに復旧・復興は道半ばであり、さらに加速させる必要がある。

被災地はそれぞれ生活様式や文化、産業が多様であることや、原子力発電所事故との複合災害であることを考えれば、復旧・復興は、それぞれの地域の個性や被害状況に応じた方法で行われなければならない。このため、国は、地方自治体が多様かつ膨大な復旧・復興ニーズに的確に対応できるように、財源を確保すべきである。特に、復興交付金については、使い勝手のよい自由度の高い交付金という当初の趣旨に立ち戻り、被災地の多様なニーズに柔軟に対応できるようにすべきである。

東日本大震災の被災地域には規模が小さく、財政力が弱い市町村が多い。すでに、従来の国費措置を大幅に拡充した上で、事業実施状況に応じて、地方負担分の全額を措置する震災復興特別交付税が

設けられ、被災自治体支援に貢献している。復興予算のフレーム⁶の見直しが進んでいるが、平成27年度末までの集中復興期間においては、地方の復旧・復興事業費及び財源について、別枠で確実に確保するとともに、震災復興特別交付税を継続する必要がある。

被災自治体には、全国の地方自治体や国から、職員の応援、中長期的な派遣が行われている。しかし、復旧・復興ニーズは多様かつ膨大で、被災自治体におけるマンパワーの不足が大きな課題となっている。国は、被災自治体以外の地方自治体等関係団体にさらなる応援・派遣を要請し、所要の財政措置を講じるべきである。全国の地方自治体に対しては、職員数の減少を伴う厳しい定員管理を実施している中ではあるが、最大限の協力・連携を求めたい。

さらに、原子力発電所事故等により、県内外への避難者が15.7万人（平成24年11月）に上っている福島県の再生は、わが国の最重要課題である。避難者の帰還支援、町外コミュニティにおける生活基盤対策などの復旧・復興については、国費により国主導の十分な措置を講じるべきである。

（２）東日本大震災の教訓を踏まえた対応

わが国は様々な災害が発生しやすく、南海トラフ巨大地震、首都直下地震など、大規模な災害の発生が予測されている。これらに対する備えは喫緊の課題である。地方自治体が住民の命を守るため、事前防災・減災対策を強化する必要がある。

特に、多くの公共施設が更新期を迎えつつあることから、老朽化対策としての予防保全、更新に伴う公共施設の配置の効率化などについての対処方針を、検討する必要がある。

現在、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策法制の見直しが進められている。その一環として、平成24年6月に大規模広域な災害に対応する即応力の強化などを内容とする、災害対策基本法の一

⁶ 集中復興期間中に必要な復旧・復興対策規模(国・地方の公費)を19兆円程度とするフレーム

部改正が成立した。今後、被災者支援の充実、復興の枠組みの整備などの全体にわたる見直しにあたっては、地方の意見を十分に踏まえる必要がある。法律事項である各種特例措置の一般制度化や、告示事項である災害救助法の救助基準の改定など、災害発生時に被災自治体が災害対策に専念できるような、使い勝手のよい制度にすべきである。

4 地方の自主性を高めるための地方分権の推進

これまで、当面の政策課題について、今後目指すべき地方財政の方向を述べた。いずれの課題についても、地方自治体が、地域の実情に応じ、自らの責任で自ら決定できるよう、自由度の高い地方財源を充実し、義務付け・枠付けを見直していく必要性が確認された。すなわち、これまでも繰り返し当審議会が意見してきたとおり、地方分権をさらに推進することが必要である。このためには、以下の（１）から（５）までの各分野について、次のような方向で改革を進めるべきである。なお、地方税制については、平成２４年１０月２２日の意見のとおり、地方分権推進のための改革を進める必要がある。

（１）地方交付税の役割の発揮

地方交付税制度は、全国どこの地域に住んでいても、標準的な行政サービスを受けられるようにするため、サービスの担い手である地方自治体に財源を保障している。また、この財源保障によって地域間の財源の不均衡を是正する、財源調整（格差是正）機能も果たしている。地方交付税が有する財源保障機能と財源調整機能は、一体不可分なものでなければならない。

当面の政策課題に地方が対応していくためには、地方交付税の必要な総額を確保し、その本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を、十分発揮できるようにすることが不可欠である。

今後、地方分権が進展することとなれば、地方交付税制度は、特定の行政分野の財源となる国庫補助負担金制度に比べて、標準的な行政分野全般にわたる財源を確保し、地方自治を支える仕組みとして、一層重要さを増す。

(2) 地方債に対する関与のあり方

地方債については、平成18年度から協議制度が導入された。また、平成24年度からは、財政状況が一定水準の団体が民間資金債を発行する場合には、協議を不要として事前届出とする制度が導入された。いずれも、地方自治体の主体的・機動的な資金調達に貢献しているところである。

地方債に対する国の関与は、地方債の総量のマクロ経済との調整や、地方財政の健全性の確保、地方債全体の信用維持が主な目的である。国の関与は、これらの目的の達成のために必要な範囲にとどめるべきである。

今後、届出制度の運用状況も踏まえつつ、地方債についての市場の信認や、リスク・ウェイトがゼロという現行の位置づけが維持されるよう配慮しながら、必要な見直しを進めていくべきである。

(3) 国庫補助負担金の見直し

第一次分権改革を担った地方分権推進委員会の最終報告（平成13年6月）では、国庫補助負担金について、「真に必要なものに限定し、それ以外のものは廃止することを原則とした上で、引き続き当該事務事業の実施が必要な場合には、所要の財源を地方一般財源に振り替えていくべきである。」、「内容の改善として、包括交付金化、統合補助金の大幅拡充などについても広く検討すべきである。」という考え方が示された。その後、いわゆる三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮減を含め、様々な取組みが行われてきた。

地方分権を推進するためには、地方財源の充実を図るという、「量」の確保だけでなく、地方財源に対する国の関与を減らすという、「質」の改善が必要であるという認識に立ったものであり、その考え方は現在でも有効である。

経済成長、生活の安心などのために、今後、国庫補助負担金が増加することも考えられるが、その結果、国が地方に対する関与を強めることとなってはならない。地方分権推進委員会の最終報告の考え方を維持し、国庫補助負担金の見直しに取り組むべきである。

また、国庫補助負担金に係る地方自治体の超過負担については、すみやかに完全解消すべきである。特に超過負担が多額に上っている特定疾患治療研究事業については、所要の国費を確保し、超過負担を早期に完全解消する必要がある。

(4) 地方自治体の財政の健全化

地方財政は、近年、巨額の財源不足が続いており、極めて厳しい状況にある。歳出について不断の見直しを行い、経費全般について節減合理化に努めるとともに、地域経済の活性化等を通じて地方税收等を確保することにより、財源不足額を縮小していくことが重要である。

あわせて、それぞれの地方自治体は、地方分権の進展に伴い自己決定の範囲が広がる中、住民や議会のチェックの下で、より一層規律ある財政運営が行えるよう、十分な説明責任を果たすことが必要である。

こうしたことから、地方自治体は、地方公共団体財政健全化法により義務づけられた、健全化判断比率の作成・公表にとどまらず、住民に分かりやすい財務情報の提供に努めるべきである。具体的には、他の地方自治体との比較や、第三セクター・地方公社等による財政リスクの開示等に努めるべきである。また、当該財務情報については、予算編成の際の参考資料とするなど、財政運営への活用を

一層図るべきである。

(5) 地方公営企業の新経営戦略の推進

事業の意義や必要性を踏まえ、廃止を含めての改革が要請されてきた地方公営企業、第三セクター等の抜本的改革の期限⁷が、平成25年度に到来する。各地方公営企業は、抜本的改革後においても、住民向けサービスの安定的な供給を確実にするため、その経営のあり方について不断の見直しを行っていく必要がある。

その際、厳しい地方財政の状況や人口の減少傾向、公営企業施設が大量更新期を迎えつつあること等に適切に対応し、将来にわたる持続可能な経営を実現させるとの視点が必要である。経営状況の把握・分析に有用と考えられる新地方公営企業会計基準⁸の活用により、それぞれの公営企業が、資産管理のあり方等を含む、新時代に対応した経営戦略を持つ必要がある。

第二 平成25年度の地方財政への対応

1 地方一般財源総額等の確保

(1) 「15ヶ月予算」における地方財源の確保

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)では、「『15ヶ月予算』の考え方で、大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、来年度の景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行する。」とされた。

経済対策の実施にあたっては、地方自治体の協力が不可欠であり、財政状況が極めて厳しい中で、地方の負担については特に留意

⁷ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年総財公第103号)で示した期限

⁸ 平成26年度予算から全ての地方公営企業法適用企業に適用される新しい会計基準

する必要がある。

このような観点から、平成24年度補正予算（第1号）に計上された「地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」は、地方の負担に配慮した措置として評価に値する。今後も経済対策の実施にあたっては、地方自治体による円滑な執行が可能となるよう、適切な措置を講じるべきである。

地方財政が非常に厳しい中において、地方自治体は医療や介護などの社会保障関係費の自然増に対応するとともに、地域からの経済成長のための施策を含めた、必要な施策を確実に実施することが求められている。このため、平成25年度においては、地方自治体の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画の水準を実質的に下回らないよう確保することが必要である。

（2）地方交付税の法定率の引上げ

国税5税の一定割合とされている地方交付税は、国税5税の法定率分が必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により、必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第6条の3第2項）。

近年、地方財政は、毎年度巨額の財源不足が生じ、平成8年度以降17年間連続で同条項に該当しているにもかかわらず、法定率の引上げはなされていない。増加している臨時財政対策債の抑制のためにも、同法の定める本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率の引上げにより、地方の財源不足を解消し、地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるべきである。

また、国税5税の法定率分は、本来地方の税収とすべきものを、国が代わって徴収しているもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税5税の法定率分を、国の一般会計を通さず、交付税特

別会計に直接繰り入れることとすべきである。

(3) 地方公務員の給与のあり方

地方は、これまで国に先んじて独自の人員削減や給与削減を実施してきた。一方、国家公務員の給与については、東日本大震災への対処の必要性等のため、平成24年度及び25年度において、一定の削減措置が講じられている。このような中であって、地方公務員の給与についても削減を求める意見がある。

地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事委員会勧告等を踏まえ、それぞれの地方自治体の議会で十分議論された上で、条例で定められるものである。この問題の取扱いについては、地方の意見を十分に聞いて慎重に対応すべきである。

政府として地方公務員の給与水準について要請を行う場合にも、このような地方公務員の給与の決定の仕組みや、それぞれの地域の実情を踏まえたものでなければならない。かつ、国家公務員の給与削減分は東日本大震災の復旧・復興事業の財源に充てられていることを考慮すれば、地方公務員の給与水準の見直しが、単に国の歳出を抑制するために行われ、地方一般財源が削減されることは適切ではない。

2 東日本大震災の復旧・復興財源の確保

東日本大震災の未曾有の被害に鑑み、復旧・復興事業に係る被災自治体の負担を解消するため、平成23年度に震災復興特別交付税が創設され、平成24年度においても、所要額が確保されたところである。

被災地の復興を加速させるため、平成25年度においても、復旧・復興事業に係る地方負担については、震災復興特別交付税により、被災自治体の財源を確実に確保すべきである。

また、様々な災害が発生しやすい我が国においては、災害による被害を抑えるための事前防災・減災対策を、あらかじめ講じることが重要である。このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、引き続き、所要の事業費及び財源を確保すべきである。

3 公債費負担対策の推進と地方債資金の確保

(1) 公債費負担対策の推進

東日本大震災による被災自治体は、税収等の大幅な減少に直面している。本格的な復興事業の実施に伴い、財政需要が増大している中で、財政状況が急速に悪化するおそれがある。このため、被災自治体の財政状況の悪化を防ぎ、被災地域における地域経済の活性化に資するため、過去に高金利で借り入れた地方債の公債費負担の軽減を図る必要がある。

あわせて、被災地域以外の、特に財政状況の厳しい地方自治体についても、地域経済の活性化に資する観点から、高金利地方債の公債費負担の軽減に配慮する必要がある。

(2) 地方債資金の確保

地方債資金については、地方自治体が地域経済の活性化に積極的に取り組むことができるよう、一般市町村を中心に、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、地方自治体の共同資金調達機関である地方公共団体金融機構の、財務基盤の充実及び貸付規模の確保を図ることが必要である。

一方で、資金調達は地方自治体が自らの権限と責任で行うべきであるという観点から、都道府県や政令指定都市は全国型市場公募地

方債を活用するなど、民間からの資金調達についても充実することが求められる。一般市町村も同様に、住民参加型市場公募地方債を活用することが求められる。

なお、地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）⁹については、制度改革を行い、その利用を推進することにより、設備投資や雇用の増大を通じた地域経済の活性化を図る必要がある。

4 地方公営企業等の改革の推進

（1）地方公営企業会計制度改革の推進

新地方公営企業会計基準は、各公営企業の経営状況の把握・分析に役立つとともに、他の公営企業や第三セクターとの比較を容易にすることで、経営の透明性の向上に資するものである。地方分権の進展に伴い、住民や議会から高まっている情報開示の要請に応えるための、環境整備として重要であることから、引き続き、国は、円滑な導入に向けた支援を行うべきである。

また、施設の老朽化等に適切に対応しつつ、公営企業の担う公的サービスを、将来にわたり安定的に提供するためには、現状の経営状態を踏まえた計画的な経営が必要である。そのためにも、現状の経営状態の明確化に資する、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲の拡大¹⁰について検討を進めるべきである。

（2）公立病院改革の推進

病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」¹¹を踏まえて

⁹ 地域振興に資する民間事業者の支援を目的とした、地方自治体が行う無利子融資。対象事業に係る借入総額のうち、20%（過疎地等は、25%）以内が対象で、残りの融資は、民間金融機関が行う。

¹⁰ 水道・交通等法定7事業及び病院事業以外の事業への適用拡大

¹¹ 平成19年12月に策定され、通知されたガイドライン。公立病院改革の必要性、公立病院改革

策定された「改革プラン」に基づく、公立病院改革を引き続き推進する必要がある。一方で、医師・看護師不足が深刻化するなど、厳しい経営環境が続いており、国は、地域医療を確保する観点から、所要の地方財政措置を講じるべきである。

(3) 第三セクター等の抜本的改革の推進

地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。第三セクター等が、将来にわたり各地域において十分な役割を果たすとともに、地方自治体の財政リスクを低減するため、経営健全化に積極的に取り組んでいかなければならない。

その際、第三セクター等改革推進債¹²の活用も視野に入れて、存廃を含む抜本改革に集中的に取り組むべきである。それにより、一層の経営健全化、将来的な財政負担の明確化及びその計画的な削減に努める必要がある。

特に、第三セクター等改革推進債の期限が平成25年度までとされていることから、抜本的改革を先送りすることなく、期限内に実施するべきである。

おわりに ～未完の改革の実現に向けて～

平成5年6月、衆参両院で「地方分権の推進に関する決議」が、全会一致で決議された。この決議では、「地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられて」いることを指摘した上で、「この

プランの策定、公立病院改革プランの実施状況の点検・評価・公表等について記載

¹² 地方財政法第33条の5の7の規定に基づく第三セクター等の廃止等に要する経費を対象とする地方債

ような国民の期待に応え、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自立性の強化を図り、21世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である」と宣言した。今年も、この決議が行われて20年の節目となる。

国会決議を受けて、地方分権改革がスタートした。平成11年に機関委任事務の廃止を柱とする地方分権一括法が成立した。また、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革を内容とする三位一体の改革が行われた。しかし、国から地方への3兆円の税源移譲が実現したことは画期的だったものの、国庫補助負担金の国負担割合引下げによる地方への転嫁に見られるように、「国と地方の財布の取り合い」に終始した印象がぬぐえない。

また近年は、社会保障給付に要する財源を強化するための税制改正や、地方交付税の増額が進められてきたが、「地方自治体の自主性、自立性」の強化には不十分と言わざるを得ない。繰り返し述べてきたとおり、住民生活の安心の確保や地域からの経済成長に向けて、地方財源を充実し、国の義務付け・枠付けを見直すことが一層求められている。

平成5年の国会決議は、地方分権改革を推進する理由に「ゆとりと豊かさを実感できる社会をつくりあげる」ことを掲げた。しかしこの20年間に、内外の情勢は激変した。地域や国民の関心と活動は、安全・安心や低迷する経済の立て直しに向きがちだが、「ゆとりと豊かさを実感できる社会」を実現するという目標は不変である。そのためにも、地方分権改革を「未完の改革」に終わらせないよう、改革の歩みを止めてはならない。国・地方双方がその意義を再認識し、国民の共感の下で、最大限の努力を行うことを期待してやまない。